

各種臨時給付金の支給開始

給付の内容をお知らせします

特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しつつ、家計への支援を行うため特別定額給付金を支給します。

対象
4月27日現在で町に住民票のある人

支給額
1人につき10万円

申請方法
▽郵送申請
郵送された申請書に必要な事項をご記入の上、本人確認書類と受取口座の写しを添付し、同封の返信用封筒で返送してください。

※本人確認書類は、運転免許証や健康保険証などいずれか1点です。
※受取口座の写しは、支店名、口座名義、口座番号が分かる面を添付してください。

問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

臨時特別出産給付金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施される特別定額給付金の支給対象外となった出生児がいる世帯の家計を支援するため臨時特別出産給付金を支給します。

対象者

令和2年4月28日以降に出生し、初めての住民登録を令和3年3月31日までに平泉町で行う子の父または母で、子の出生日において平泉町民である保護者。

支給額

出生児1人につき5万円

申請方法

子どもが生まれてから3か月以内に次の書類をまちづくり推進課へ提出してください。
▽臨時特別出産給付金支給申請書
▽母子手帳のうち出生届出済証明の写し

特別定額給付金振込予定

申請書審査完了日	振込予定日
5月22日(金)	5月29日(金)
5月25日(月)	6月2日(火)
6月1日(月)	6月9日(火)
6月8日(月)	6月16日(火)
6月15日(月)	6月23日(火)
6月22日(月)	6月30日(火)

申請期限：8月19日(水)
問い合わせ先
まちづくり推進課 ☎46-5578

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当を受給する世帯に対し、子育て世帯への臨時特別給付金を支給します。

対象者

4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者
※特別給付(児童1人につき

申請書の配布

6月1日以降に平泉町へ出生届を出した支給対象者には、出生届出時に申請書等を配布します。

5月31日以前に平泉町へ出生届を出した支給対象者および平泉町以外の市区町村へ出生届を出した支給対象者には、申請書などを郵送します。

問い合わせ先

まちづくり推進課 ☎46-5578

各種給付金に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

自宅などに平泉町から申請内容を確認するため問い合わせを行うことがあります。次の内容を確認することは絶対ありませんのでご注意ください。
▽ATM(現金自動預払機)の操作をお願いする。

▽支給のための手数料などの振り込みを求める。

▽世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報や電話や郵便、メールで問い合わせをする。

このような不審な電話がかかってきた場合にはすぐに各担当課または最寄りの警察署、消費者ホットラインにご連絡ください。

消費者ホットライン ☎188(局番なしの3桁番号)

5千円)を受給している人は対象外です。

対象児童

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童

※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっていない児童であれば、3月に中学校を卒業している場合なども対象となります。

支給額
対象児童1人につき1万円

申請方法
▽支給を受ける場合
申請不要

▽希望しない場合
6月19日(金)までに、「給付金受給拒否の届出書」を郵送するか、町民福祉課まで持参してください。なお拒否の届出書は町ホームページからダウンロードまたは町民福祉課窓口で取得できます。

※公務員の人は申請が必要ですが、公務員支給対象者の申請受付期間は、6月1日(月)から9月30日(水)です。申請書に必要事項を記載の上、所属

庁に提出し、所属庁の証明を受けた上で振込先金融機関口座が確認できる通帳などの写しなどの書類を添付し、令和2年3月31日(令和2年3月分の児童手当の支給要件児童については令和2年2月29日)時点で住民票のある市区町村に申請してください。

支給方法

第1回目の支給は7月中を予定しています。公務員の人については、申請書が提出された次第審査を行い、支給対象者には順次給付金を支給します。支給については、児童手当で指定している口座への振り込みとなります。

※児童手当の支給に当たって指定していた口座などを解約などしており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続きなどをお願いいたします。ただし新規振込指定口座は、児童手当受給者本人の口座に限りません。

注意事項

指定口座への振り込みが口座解約・変更などによりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和2年12月末までに必ずご対応をお願いします。

児童扶養手当受給者臨時給付金

※当該口座の変更などにより支障がある場合は、お問い合わせください。

問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援策として、児童扶養手当受給者に対して、臨時特例的な給付措置として児童扶養手当受給者臨時給付金を支給します。

対象者

5月1日時点で平泉町内に住所を有し、5月分の児童扶養手当法による児童扶養手当を受給している人

支給額

対象児童第1子につき3万円
※対象児童2人以上は第2子2万円、3人目以上は1人につき1万円を加算します。支給回数は1回限りです。

申請書の配布

6月上旬に5月分の児童扶養手当を受給している人へ申請書などを送付します。

申請・支給方法

申請書に必要な事項を記入し押印の上、必要書類を貼付し

感染症から児童を守る取り組み 一学校支援ボランティア活動



平泉小学校で校舎内の消毒作業をしている様子

子どもたちが安心して安全な学校生活を送ることができるよう引き続き消毒ボランティアにご協力をいただける人を募集します。そのほかにも、さまざまなボランティア活動がありますので、興味のある人はお問い合わせください。

ボランティア募集

その中で、「消毒作業を手伝ってほしい」という平泉小学校からの要請を受け、教育支援活動として新たに「消毒ボランティア」を募集し、保護者や地域の人の協力を得ながら、5月から校舎内の消毒作業をお手伝いしています。

主なボランティア活動

▽図書ボランティア
学校図書室の整理、読み聞かせなど

▽学習支援ボランティア

スポーツテスト、校外学習の補助など

▽環境ボランティア

花壇などの整備、学校周辺の草取りなど

▽わくわくフィールドスタッフ
放課後子ども教室で児童見守り

Interview



消毒ボランティア参加者
栗生澤 奈生子 さん(11区)

自分にできる範囲から参加してみました

学校支援活動に参加したい気持ちは常にあったのですが、仕事との兼ね合いでずっと叶わずにいました。今回の消毒ボランティアは時間的に可能だったので、すぐにやろうと思い申し込みました。

作業内容もそんなに大変ではないですし、少しでも先生たちの手伝いができたこと、そして何より子どもたちの健康のためになっていました。「自分にできる範囲」で参加する人が増えれば、学校支援活動もさらに大きな力になると思います。